

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人住まいの管理相談センター
- 三 代表者の氏名
井上 耕一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市大字下藤沢四百九十四番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、空き家や空き地の情報収集を行い、その地域に住む住民、不動産所有者、その親族に対して相談・セミナー等を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の維持・創造に寄与することを目的とする。